福岡市公報

令和６年３月29日　号外第３号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正（第58号）…… 1

○福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部改正（第59号）…… 7

○福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部改正（第60号）…… 7

○福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部改正（第61号）…… 7

○福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部改正（第62号）…… 8

○博多港港湾施設管理条例施行規則の一部改正（第63号）…… 8

教 育 委 員 会

○福岡市立特別支援学校管理規則の一部改正（規則第７号）……10

規　　則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第58号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年福岡市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第２条第９項中「第４条第１項第11号」を「第４条第１項第14号」に改め、同項を同条

第12項とし、同条第８項中「第４条第１項第９号」を「第４条第１項第12号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第７項中「第４条第１項第８号」を「第４条第１項第11号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第６項中「第４条第１項第７号」を「第４条第１項第10号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第５項中「第４条第１項第６号」を「第４条第１項第９号」に改め、同項に次の３号を加える。

⑼　福岡市障がい者自動車運転免許取得助成事業による運転免許の取得に要する費用相当額の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は助成額の算定に関する事務

⑽　福岡市身体障がい者用自動車改造費助成事業による改造費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は助成額の算定に関する事務

⑾　福岡市在宅酸素療法者に対する電気料金の助成事業による電気料金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は助成額の算定に関する事務

第２条第５項を同条第８項とし、第２条第４項中「第４条第１項第４号」を「第４条第１項第６号」に改め、同項を同条第６項とし、同項の次に次の１項を加える。

７　条例第４条第１項第８号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

⑴　福岡市多子世帯の幼稚園等預かり保育料助成事業による助成金の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は助成額の算定に関する事務

⑵　福岡市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業による助成金の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は助成額の算定に関する事務

第２条第３項中「第４条第１項第３号」を「第４条第１項第４号」に改め、同項を同条第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　条例第４条第１項第５号の規則で定める事務は、福岡市心身障害者扶養共済制度条例（昭和47年福岡市条例第15号）第７条の規定による心身障害者扶養共済制度の掛金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は減免額の算定に関する事務とする。

第２条第２項の次に次の１項を加える。

３　条例第４条第１項第３号の規則で定める事務は、福岡市重度心身障がい者福祉手当支給条例（昭和48年福岡市条例第40号）第５条の規定による重度心身障がい者福祉手当の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は支給に関する事務とする。

第４条第１項の表２の項特定個人情報の欄中第９号を第10号とし、第２号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　ひとり親医療認定申請者又は当該ひとり親医療認定申請者と生計を同じくする扶養義務者に係る法第９条第３項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)

第４条第１項の表３の項特定個人情報の欄中第９号を第10号とし、第２号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　ひとり親医療認定対象者又は当該ひとり親医療認定対象者と生計を同じくする扶養義務者に係る戸籍関係情報

第４条第３項の表１の項中「第２条第３項第１号」を「第２条第４項第１号」に改め、同表２の項中「第２条第３項第２号」を「第２条第４項第２号」に改め、同項特定個人情報の欄中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　障がい者医療認定申請者に係る知的障害者福祉法第11条第１項第２号ハの判定に関する情報

第４条第３項の表３の項中「第２条第３項第４号」を「第２条第４項第４号」に改め、同項特定個人情報の欄中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　障がい者医療認定対象者に係る知的障害者福祉法第11条第１項第２号ハの判定に関する情報

第４条第10項中「11の項」を「13の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第９項中「10の項」を「12の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第８項中「９の項」を「11の項」に改め、同項の表中「第２条第８項第１号」を「第２条第11項第１号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第７項中「８の項」を「10の項」に改め、同項の表１の項中「第２条第７項第１号」を「第２条第10項第１号」に改め、同表２の項中「第２条第７項第２号」を「第２条第10項第２号」に改め、同表３の項中「第２条第７項第３号」を「第２条第10項第３号」に改め、同表４の項中「第２条第７項第４号」を「第２条第10項第４号」に改め、同表５の項中「第２条第７項第５号」を「第２条第10項第５号」に改め、同表６の項中「第２条第７項第６号」を「第２条第10項第６号」に改め、同表７の項中「第２条第７項第７号」を「第２条第10項第７号」に改め、同表８の項中「第２条第７項第８号」を「第２条第10項第８号」に改め、同条第７項を同条第９項とし、同条第６項中「７の項」を「９の項」に改め、同項の表１の項中「第２条第６項第１号」を「第２条第９項第１号」に改め、同表２の項中「第２条第６項第２号」を「第２条第９項第２号」に改め、同表３の項中「第２条第６項第３号」を「第２条第９項第３号」に改め、同表４の項中「第２条第６項第４号」を「第２条第９項第４号」に改め、同表５の項中「第２条第６項第５号」を「第２条第９項第５号」に改め、同表６の項中「第２条第６項第６号」を「第２条第９項第６号」に改め、同表７の項中「第２条第６項第７号」を「第２条第９項第７号」に改め、同表８の項中「第２条第６項第８号」を「第２条第９項第８号」に改め、同表９の項中「第２条第６項第９号」を「第２条第９項第９号」に改め、同表10の項中「第２条第６項第10号」を「第２条第９項第10号」に改め、同表11の項中「第２条第６項第11号」

を「第２条第９項第11号」に改め、同表12の項中「第２条第６項第12号」を「第２条第９項第12号」に改め、同表13の項中「第２条第６項第13号」を「第２条第９項第13号」に改め、同表14の項中「第２条第６項第14号」を「第２条第９項第14号」に改め、同表15の項中「第２条第６項第15号」を「第２条第９項第15号」に改め、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「６の項」を「８の項」に改め、同項の表１の項中「第２条第５項第１号」を「第２条第８項第１号」に改め、同表２の項中「第２条第５項第２号」を「第２条第８項第２号」に改め、同表３の項中「第２条第５項第３号」を「第２条第８項第３号」に改め、同表４の項中「第２条第５項第４号」を「第２条第８項第４号」に改め、同表５の項中「第２条第５項第５号」を「第２条第８項第５号」に改め、同表６の項中「第２条第５項第６号」を「第２条第８項第６号」に改め、同表７の項中「第２条第５項第７号」を「第２条第８項第７号」に改め、同表８の項中「第２条第５項第８号」を「第２条第８項第８号」に改め、同表に次の３項を加える。

9　第２条第８項第９号に掲げる事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市障がい者自動車運転免許取得助成事業による自動車運転免許取得に要する費用相当額の助成の申請を行う者（以下「自動車運転免許取得助成申請者」という。）又は当該自動車運転免許取得助成申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　自動車運転免許取得助成申請者に係る住民票に記載された住民票関係情報 (3)　自動車運転免許取得助成申請者に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第１項の精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
10　第２条第８項第10号に掲げる事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市身体障がい者用自動車改造費助成事業による改造費の助成の申請を行う者（以下「自動車改造費助成申請者」という。）又は当該自動車改造費助成申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　自動車改造費助成申請者に係る住民

	票に記載された住民票関係情報 (3)　自動車改造費助成申請者に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付に関する情報
11　第２条第８項第11号に掲げる事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市在宅酸素療法者に対する電気料助成事業による電気料金の助成の申請を行う者（以下「電気料金助成申請者」という。）又は当該電気料金助成申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　電気料金助成申請者に係る住民票に記載された住民票関係情報 (3)　電気料金助成申請者に係る身体障害者福祉法第15条第１項の身体障害者手帳の交付に関する情報

第４条第５項を同条第７項とし、同条第４項中「４の項」を「５の項」に改め、同項の表１の項中「第２条第４項第１号」を「第２条第６項第１号」に改め、同表２の項中「第２条第４項第２号」を「第２条第６項第２号」に改め、同表３の項中「第２条第４項第３号」を「第２条第６項第３号」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同項の次に次の１項を加える。

６　条例別表７の項事務の欄の規則で定める事務及び同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次の表の左欄に掲げる事務及び同欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右欄に定める情報とする。

事　務	特定個人情報
１　第２条第７項第１号に掲げる事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市多子世帯の幼稚園等預かり保育料助成事業による助成金の認定の申請を行う者（以下「幼稚園等預かり保育料助成申請者」という。）又は当該幼稚園等預かり保育料助成申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　幼稚園等預かり保育料助成申請者又は当該幼稚園等預かり保育料助成申請者と同一の世帯に属する者に係る住民

	票に記載された住民票関係情報
2　第２条第７項第２号に掲げる事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業による助成金の認定の申請を行う者（以下「認可外保育施設等利用料助成申請者」という。）又は当該認可外保育施設等利用料助成申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　認可外保育施設等利用料助成申請者又は当該認可外保育施設等利用料助成申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第４条第３項の次に次の１項を加える。

4　条例別表４の項事務の欄の規則で定める事務及び同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、次の表の左欄に掲げる事務及び同欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右欄に定める情報とする。

事　務	特定個人情報
第２条第５項に規定する事務	次に掲げる情報 (1)　福岡市心身障害者扶養共済制度条例第７条の規定により心身障害者扶養共済制度の掛金の減免の申請を行う者（以下「心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者」という。）又は当該心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 (2)　心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者又は当該心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 (3)　心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者又は当該心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者と同一の世帯に属する者に係る生活保護受給関係情報

	(4)　心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者又は当該心身障害者扶養共済制度掛金減免申請者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第59号

福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部を改正する規則

福岡市高齢者乗車券等交付規則（平成13年福岡市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「第９条各号」を「第９条第１項各号」に、「同条第１号」を「同項第１号」に、「同条第２号から第13号までを」を「同項第２号から第15号まで」に、「第13段階」を「第15段階」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第60号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則（平成28年福岡市規則第181号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。

附　則

この規則は,公布の日から施行する。

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する

規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第61号

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則（平成24年福岡市規則第146号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第62号

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則（平成29年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和６年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

博多港港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第63号

博多港港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　博多港港湾施設管理条例施行規則（平成16年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条の３に次の１項を加える。

10　条例第16条の７第２項に規定する規則で定める緑地有料駐車場の使用料の額は、別表のとおりとする。

第16条の次に次の１条を加える。

（指定管理者が行う占用許可）

第16条の２　条例第17条第３項第３号に規定する規則で定める許可は、移設又は撤去が容易であり、かつ、占用の期間が短期間である仮設工作物に対するものとする。

２　前項に規定する許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

名　　称	単　　位	使　　用　　料
みなと100年公園駐車場及び香椎浜緑地駐車場	１台１回	１時間以内　100円 ただし、利用時間が１時間を超え４時間以内の場合は100円に当該超過時間１時間までごとに100円を加えて得た額とし、４時間を超える場合は500円とする。
	１台１月	6,100円
	１台６月	30,500円

備考　１回の利用時間は、利用開始の当日を限度とする。

第２条　博多港港湾施設管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

アイランドシティはばたき公園駐車場	１台１回	１時間以内　100円 ただし、利用時間が１時間を超え４時間以内の場合は100円に当該超過時間１時間までごとに100円を加えて得た額とし、４時間を超え12時間以内の場合は500円とする。 上記にかかわらず、利用時間が12時間を超えるときは以後12時間までごとに上記の規定の例によりそれぞれ算出した額の合計額とする。

別表備考中「利用時間」の次に「（アイランドシティはばたき公園駐車場の利用に係るものを除く。）」を加える。

附　則

この規則中第１条の規定は令和６年４月１日から、第２条の規定は令和６年４月29日から施行する。

教育委員会

福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第７号

福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

福岡市立特別支援学校管理規則（昭和63年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

10	福岡市立特別支援学校「城浜高等学園」	知的障がい	高等部	全日制	普通科	３年

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています